

精神障がいのある方の生活を支援する

# 精神障害者保健福祉手帳

をご存じですか？



この手帳を持つことで、  
各種の福祉サービスを利用することができます。

## 対象者は？

●何らかの精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方を対象としています。

対象となるのはすべての精神疾患で、次のようなものが含まれます。

- ・統合失調症
- ・うつ病、躁うつ病などの気分障がい
- ・てんかん
- ・ストレス関連障がい
- ・アルコール関連障がい
- ・発達障がい
- ・認知症等の脳機能障がい など



## どうすれば手帳は取得できるの？

●市町村の担当窓口申請してください。

申請者は手帳取得者ご本人ですが、手続きはご本人以外（家族や医療機関関係者等）が代行することも可能です。

申請は、医師の診断書または精神障がいを支給事由とする障害年金等を受給していることを証する書類を添付して行います。

申請手続きの方法や必要書類等については、裏面をご覧ください。

## どんなサービスが受けられるの？

●次のようなサービスが受けられます。

- ・税金の控除・減免（所得税、住民税、相続税、自動車税、自動車取得税、軽自動車税）
- ・公共料金等の割引（NHK受信料、携帯電話料金）
- ・公共交通機関運賃の割引（電車、バス、飛行機、旅客船等の運賃割引）  
※JR、高速道路は、現時点では対象になっていません。
- ・県立施設の利用料の減免（美術館、博物館、水族館、体育館、武道館、プール、等）
- ・市町村独自のサービス（各種手数料の減免、通院交通費の助成、公営住宅の優先入居、CATV受信料の減免、等）
- ・福祉医療費助成制度 など

なお、手帳等級や事業者によっては対象とされないサービスもあります。詳しくは各事業者等にお問い合わせください。

## 手帳の等級は？

●1級から3級まであります。



1級	精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（概ね障害年金1級に相当）
2級	精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの（概ね障害年金2級に相当）
3級	精神障がいであって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの（概ね障害年金3級に相当）

詳しくは、お住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。



## 担当窓口

市町村	担当部署	電話番号	FAX番号	所在地
松江市	障がい者福祉課	0852-55-5945	0852-55-5309	〒690-8540 松江市末次町86
浜田市	地域福祉課	0855-25-9322	0855-22-9733	〒697-8501 浜田市殿町1
	金城支所 市民福祉課	0855-42-1235	0855-42-0990	〒697-0121 浜田市金城町下来原171
	旭支所 市民福祉課	0855-45-1434	0855-45-0135	〒697-0425 浜田市旭町今市637
	弥栄支所 市民福祉課	0855-48-2656	0855-48-2952	〒697-1211 浜田市弥栄町長安本郷542-1
	三隅支所 市民福祉課	0855-32-2807	0855-32-3230	〒699-3211 浜田市三隅町三隅1434
出雲市	福祉推進課	0853-21-6959	0853-21-6598	〒693-8530 出雲市今市町70
	平田行政センター 市民サービス課	0853-63-5567	0853-62-4369	〒691-8601 出雲市平田町951-1
	佐田行政センター 市民サービス課	0853-84-0118	0853-84-0579	〒693-0506 出雲市佐田町反辺1747-6
	多伎行政センター 市民サービス課	0853-86-3116	0853-86-3561	〒699-0903 出雲市多伎町小田74-1
	湖陵行政センター 市民サービス課	0853-43-1214	0853-43-1433	〒699-0812 出雲市湖陵町二部1320
	大社行政センター 市民サービス課	0853-53-3116	0853-53-4493	〒699-0792 出雲市大社町杵築南1397-2
	斐川行政センター 市民サービス課	0853-73-9110	0853-73-9119	〒699-0592 出雲市斐川町荏原2172
益田市	生活福祉課	0856-31-0251	0856-31-8120	〒698-8650 益田市常盤町1-1
大田市	地域福祉課	0854-83-8143	0854-82-9730	〒694-8502 大田市大田町大田口1111
安来市	福祉課	0854-23-3217	0854-32-9008	〒692-0404 安来市広瀬町広瀬1930-1
江津市	高齢者障がい者福祉課	0855-52-7934	0855-52-4512	〒695-8501 江津市江津町1016-4
雲南市	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	0854-40-1049	〒699-1392 雲南市木次町木次1013-1
奥出雲町	福祉事務所	0854-54-2541	0854-54-0052	〒699-1592 仁多郡奥出雲町三成358-1
飯南町	福祉事務所	0854-72-1773	0854-72-1775	〒690-3207 飯石郡飯南町頓原2064
川本町	健康福祉課	0855-72-0633	0855-72-1136	〒696-8501 邑智郡川本町川本271-3
美郷町	健康福祉課（福祉事務所）	0855-75-1931	0855-75-1505	〒699-4692 邑智郡美郷町粕淵168
邑南町	福祉課	0855-95-1115	0855-95-0268	〒696-0192 邑智郡邑南町矢上6000
津和野町	健康福祉課	0856-72-0673	0856-72-1650	〒699-5605 鹿足郡津和野町後田口64-6
吉賀町	保健福祉課	0856-77-1165	0856-77-1891	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市750
海士町	健康福祉課	08514-2-1822	08514-2-0208	〒684-0403 隠岐郡海士町海士1490
西ノ島町	健康福祉課	08514-6-0104	08514-6-1183	〒684-0303 隠岐郡西ノ島町美田600-4
知夫村	村民福祉課	08514-8-2211	08514-8-2093	〒684-0102 隠岐郡知夫村1065
隠岐の島町	保健福祉課	08512-2-8561	08512-2-6630	〒685-8585 隠岐郡隠岐の島町下西78-2

〔交付認定〕 島根県立心と体の相談センター（電話 0852-32-5908）

## 申請手続き

申請は、お住まいの市町村の担当窓口で、必要書類等を提出して行ってください。  
 申請者は、ご本人ですが、手続きはご本人以外（家族や医療機関関係者等）が代行することも可能です。  
 申請から手帳の交付まで1～2か月程度かかります。  
 有効期間は2年間です。有効期限の3か月前から更新申請ができます。  
 詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

必要書類等	備考
申請書	様式は市町村にあります。県のホームページにも掲載しています。
添付書類 （ア、イのいずれか）	ア 医師の診断書（初診日から6か月以上経過した時点で作成されたもの）【有料】 イ 精神障がいを支給事由とする障害年金を現に受けていることを証明する書類の写し （年金証書、年金裁定通知書、直近の振込通知書等）、および同意書
写真	たて4cm×よこ3cm、1年以内に撮影された脱帽の上半身を写したもの

## 〔福祉医療費助成制度について〕

福祉医療費助成制度とは、重い障がいのある方やひとり親家庭の方に対して、医療費の自己負担額を軽減する、島根県の制度です。

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの次の方が対象です。

- ①精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ②精神障害者保健福祉手帳2級で身体障害者手帳3級または4級の方
- ③精神障害者保健福祉手帳2級で知的障がいのある方（概ねIQ50以下）

これらに該当する方は、市町村で「福祉医療費医療証（資格証）」の交付を受けることができます。

この「福祉医療費医療証（資格証）」を、医療機関で受診される際に提示すると、医療費の自己負担割合を1割以下に軽減することができます。

